

特別利用保育について

1 目的

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、保育所等に通所する3歳以上児の保育料が無償となりますが、私的契約児は、無償化の対象となっていない。

こうした中、私的契約による保育所利用の状況としましては、保護者において、子どもの小学校就学後の集団生活への不安のほか、障害等発達状況の遅れから幼稚園に入園ができない、あるいは児童の監護から就労することができない場合となっています。

このため、幼児教育・保育の無償化の制度開始に併せ、障害等の事由によりやむを得ず私的契約により保育所を利用している場合に限定し、特別利用保育として当該子どもを受入れることにより、子育て支援の充実を図るものです。

※ 特別利用保育とは

3歳以上の保育の必要性のない子どもを、市内に幼稚園がない、または定員や障害により入園できない等の場合において、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限り、保育所にて行う保育をいう。

※ 私的契約とは

保育所の定員に空きがある場合において、保育の必要性のない子どもの受入施設と保護者との私的な契約をいう。

2 対象

3歳児クラス以上の子どもで、かつ、保護者が保育の必要性がない場合で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、障害児通所施設受給者証の交付を受けているもの
- (2) その他市長が認めるもの

3 実施場所

市内18公立保育園のうち、障害児保育実施の11園

4 利用時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

※ 保育の必要性のない教育時間のみの利用とする。

ただし、延長保育、土曜日保育の利用は認めないものとする。

5 保育料

特別利用保育により無償

※ 参考

特別利用保育と他の認定の違い

区分	認定	保育時間		延長保育	要件	無償化
特別利用保育	1号	9時30分～15時30分	6時間	利用不可	障害児等	対象
短時間認定	2・3号	8時～16時	8時間	利用可	保育必要性	
標準時間認定		8時～19時	11時間	利用可		
私的契約児	1号	8時～16時	8時間	利用不可	なし	対象外